

平成30年第3回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成30年3月26日（月） 13時37分開会
16時42分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 3階 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	長山 君代
教育総務課長兼学校給食センター所長	下吉 龍一
学校教育課長	中山 義和
社会教育課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
指宿商業高校事務長	満石 知
教育総務課参事兼学校整備室長	前薊 佳生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・ 日程第1 報告第1号 学校給食費の値上げについて
 - ・ 日程第2 議案第7号 望ましい学校づくり基本方針について
 - ・ 日程第3 議案第8号 指宿市望ましい学校づくり推進委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について
 - ・ 日程第4 議案第9号 平成30年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について
 - ・ 日程第5 議案第10号 指宿市教育員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
 - ・ 日程第6 議案第11号 指宿市就学援助費支給要綱の制定について
 - ・ 日程第7 議案第12号 指宿市地域学校協働活動推進員設置規程の制定について

- ・ 日程第 8 議案第13号 指宿市読書推進のためのブックスタート実施要綱の一部改正について
- ・ 日程第 9 議案第14号 指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の制定について
- ・ 日程第10 議案第15号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第15号）に係る議案（教育委員会関係分）に関する意見の申出について
- ・ 日程第11 議案第16号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第1号）に係る議案（教育委員会関係分）に関する意見の申出について
- ・ 日程第12 議案第17号 指宿市文化財保護審議会委員の委嘱について
- ・ 日程第13 議案第18号 指宿市社会教育指導員の任命について
- ・ 日程第14 議案第19号 指宿市立公民館主事の任命について
- ・ 日程第15 議案第20号 指宿市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- ・ 日程第16 議案第21号 指宿市スポーツ推進委員の委嘱について
- ・ 日程第17 議案第22号 教育委員会事務局等の職員の任免について

(8) その他

(9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成30年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録、及び臨時会会議録の承認について、お諮りいたします。

平成30年第2回指宿市教育委員会定例会の会議録、及び第1回指宿市教育委員会臨時会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を七夕委員にお願い申し上げます。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

3月のこの時期は、小学校・中学校・高等学校の卒業式でございました。委員の皆様方にも、ご出席をいただきましてありがとうございます。

人事関係の作業が進んでおりましたけれども、県の説明を受けて、臨時の校長会をしたところでございます。

それから、平成30年度第1回市議会定例会の一般質問が、19日と20日の2日間にわたってございましたけれども、質問者につきましては、資料に書いてあるとおりです。質問の内容等については、小中学校のエアコン整備について。または、学校給食センターの施設整備。市民会館の建て替え関係と、そのような内容等についてのご質疑をいただき、教育委員会としての答弁をさせていただいたところでございます。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開等についてお諮りいたします。

本日の議案、日程1から日程9については公開で、日程10から日程17については、市議会提出前の案件、及び人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取り扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。まず、日程第1 報告第1号「学校給食費の値上げについて」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(長山部長)

日程第1 報告第1号 学校給食費の改定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市学校給食センター条例施行規則第4条第6項第1号及び同管理運営要綱第3条の規定に基づき、学校給食費を次のとおり改定したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第3項の規定により報告するものであります。

給食費については、指宿市学校給食センター運営委員会に諮って教育委員会が決定するとなっておりますが、指宿市学校給食センター管理業務に関する事など、13項目については、教育長の専決事項とされているところであり、給食費改定の経緯についてであります。指宿市校長会から、学校給食の回数を増やしていただきたいとの要請がありました。要請理由は、小学校において、平成32年度から新学習指導要領が実施されることに伴い、それに対応すべく、平成30年度から、ゆとりを持った教育課程の遂行と、授業時数の確保を図る考えであるとのことでした。

要請の合った学校給食回数の増は、3ページの4に記載のとおり、1学期の終業式、2学期の始業式と終業式、3学期の始業式の計4回であります。一方、中学校においては、平成25年度から給食回数が4回増えておりますが、平成26年度に消費税増税が見込まれたことから、4回増えた分の給食費の値上げは、2年連続の値上げとなることが予想されたため見送った経緯があります。また、現在の給食費では、昨今の野菜価格の高騰などにより栄養価に配慮した給食を維持していくことが困難な状況にあることや、3ページの3に記載のとおり、給食費は県内でも最下位にランク付けされている状況にあります。

このようなことから、去る2月22日に開催された学校給食センター運営委員会において、給食費の改定について、ご審議頂いた結果、提案のとおり、平成30年度から小学校の給食費が月額100円増の3,800円に、中学校が同じく100円増額の4,400円に決定したところであります。なお、給食費改定に関する保護者等への周知につきましては、保護者宛に教育委員会から学校を通じて、3ページの文書を配布するとともに、4月号の給食だよりにも掲載する予定であります。

以上で報告を終わります。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理人)

給食費に関しては、先ほどの説明の中にもありましたけれども、野菜や原材料費の高騰からみても回数も増えますし、給食費の値上げは仕方のないことかなと思います。保護者への周知をおっしゃっていましたが、もう一度説明をお願いできますか。

(長山部長)

保護者宛には教育委員会から学校を通じて、3ページの文書を配布するとともに、4月号の給食だよりにも掲載する予定になっているところであります。

(西職務代理人)

3ページのこの文書は、いつ発送するのですか。

(下吉課長)

この文書につきましては、教育長の専決をいただいた段階で、各学校に配布してあります。

(西職務代理者)

ということは、もう保護者の方々も知っていらっしゃるということですね。

値上げもされるわけですが、指宿市の給食費の未納はどういう形になっていますか。その未納によって、何か圧迫されているようなことがあれば、また少し考えた方がいいのかなと思いますが。

(下吉課長)

手元に詳しい資料がないのですが、約20～30万円の未納がございます。平成28年度分につきましては、過年度分の徴収をして頂いておりますので、ほぼ当該年度分の必要給食費には近づいているところでございます。また、未納の多い他県については、児童手当からの徴収というのも保護者にお願ひし、学校を通じて徴収していただいている状況です。

(藤井委員)

県の状況は分かりましたが、全国的にみて鹿児島県の給食費というのはどうなのですか。

(下吉課長)

具体的なデータを今持っていませんが、資料の3ページの2の所に、南薩4市の給食費の状況並びに3の所に、最高額というものが書いてございます。鹿児島市の方が、小学校で4,568円。中学校が5,043円となっております。南薩もこれに近い状況ですが、全国的な平均としましては、小学校が4,300円程度、中学校が4,900円程度となっており、今の鹿児島市とおなじくらいとなっております。今回、4回増えることによって値上げしますが、一食あたりにしますとこれまで214円でしたが、1円増の215円になるところでございます。中学校については、現在246円で、253円という形で7円の値上げになりますが、平成25年度から給食回数が増えていますので、単純な値上げではないということです。

(七夕委員)

現在の給食費では、適切に給食を維持することが困難なので、月100円の値上げをしますということで受け止められますが、そうすることで解消するものなのですか。

(下吉課長)

保護者の負担をなるべく少なくしながら、栄養価のあるものということでバランスが難しいところがございます。今回につきましては、とりあえず給食回数が4回増えて、現状では厳しいということで、もっと本当はたくさん頂いて、栄養価のあるものや、食材にしても生野菜をもっとたくさん使いたいとかあるのですが、保護者の方々もそこはご家庭で遣り繰りされていらっしゃるの、給食センターも入るお金でやっているのが実状でございます。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1 報告第1号は終了いたします。

(西森教育長)

次に、日程第2 議案第7号「望ましい学校づくり基本方針について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(長山部長)

日程第2 議案第7号 指宿市望ましい学校づくり基本方針について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをお開きください。

指宿市望ましい学校づくり基本方針を別紙のとおり定めることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第19号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。本案は、市が目指す学校のあり方について、市望ましい学校づくり推進委員会、住民説明会、パブリックコメントの意見等を踏まえ、指宿市望ましい学校づくり基本方針としてまとめたものです。

なお、具体的な内容につきましては、教育総務課学校整備室長がご説明いたしますので、別添資料の別冊その1をご覧ください。

(前園室長)

それでは、私のほうで基本方針(案)の内容についてご説明いたしますが、その前に、この基本方針(案)につきましては、2月19日から3月20日までの期間、パブリックコメントを実施し、期間中、29名の方から107件の意見等をいただいております。参考資料に、その意見等の概要とそれに対する市の考え方をまとめてありますので、本日の説明は省かせていただきます。これは現在、市のホームページでも公開しております。なお、今回お出しする基本方針(案)は、大きな変更はありませんが、このパブリックコメントを踏まえて提出させていただいております。

それでは、「別冊その1」の基本方針(案)をご覧ください。

表紙をめくっていただいて、目次で、この基本方針(案)の構成でございます。「はじめに」に始まり、「1」で平成20年度以降の望ましい学校づくりにおけるこれまで経緯を、「2」では、「学校規模の現状と課題」、「3」では、「学校教育の現状と課題」についてを、「4」では、

現状と課題を踏まえた、望ましい学校づくりの基本的な考え方を、「5」及び「6」で、基本的な考え方に基づいた具体的な方向性として、「5」では、「学校規模の適正化」を、「6」では、「小中一貫教育の導入」を、そして、「7」では、「学校と地域が連携した教育環境づくり」についてを、「8」では、「5」から「7」までを進めていくための「今後の計画」を示して、最後、「おわりに」で締めくくっております。

それでは、ページをおって、主な内容を説明させていただきます。

1ページの「はじめに」でございます。ここでは、教育的課題の問題提起をして、最後の3行でございます。「そこで、これまでの調査・研究等を踏まえ、「指宿市望ましい学校づくり基本方針」を定め、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、子どもたちの教育環境を整えていきます。」としています。

2ページと3ページをご覧ください。

「望ましい学校づくりの検討経緯」として、2ページには、平成20年8月の「指宿市学校施設整備計画検討委員会」の立ち上げから、平成22年12月に「指宿市望ましい学校環境整備計画」ができるまでを、3ページでは、平成26年6月に「指宿市学校のあり方について考える会」の設置、さらに、平成28年7月に「指宿市望ましい学校づくり推進委員会」を設置して、検討を進めてきたことを記しています。

4ページをご覧ください。

「学校規模の現状と課題」として、「(1) 児童生徒数の推移」では、3行目後半、「ピーク時に比べて、小学生は20.1%、中学生は19.4%」となっていることを、また、今後は、最後の行で、「現時点と比べて、約3割減少する見込み」として、その推移を棒グラフで示しました。

5ページでは、「小中学校別の減少率」として、30年前と比較し、小学校では、2行目後半から、6校が減少率70%を超えていること、中学校でも高い減少率になっていることを示しています。

6ページをお開きください。

ここでは、学校教育法施行規則による学校規模別の分類に基づき、市内小中学校を分類しています。この表によると、適正規模校は、3つの小学校で、そのほかは、すべて小規模校以下となっており、複式学級はある学校が4校となっています。また、下段には、学級の編成に関する国及び県の基準を表で示しました。

7ページをご覧ください。

このページでは、「学校規模ごとに利点と課題」として、4行目、「過小規模校では、「一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導を行える」、「一体感ができやすい」などの利点がある一方で、「集団の中で自己主張する機会が少なく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい」、「協働的な学びの実現が困難になる」などの課題もあります。」とし、その下に学校規模別の特徴「学校環境整備基本計画」から引用して示しています。

8ページをお開きください。

8ページからは、「学校教育の現状と課題」として、「(1) 学力の向上」では、2行目、「小中学校ともに、多くの教科で全国や県の平均を下回っており、特に中学校では全国や県との開きが大きくなるなど、学力の向上が大きな課題となっています。」と現状を明記し、その状況が

わかるよう、9ページにわたり、「全国学力・学習状況調査」及び「鹿児島学習定着度調査」の結果を年度ごとに折れ線グラフで示しました。

10ページをお開きください。

「(2) 体力・運動能力」では、2行目中ほどから、「全国・県と比較すると、評定の高い児童生徒が少なく、評定の低い児童生徒が多いという状況にあります。」とし、その状況を、棒グラフで示しました。

11ページをご覧ください。

「(3) 生徒指導上の課題」では、不登校について、平成28年度は、小中学校合わせて47人で、2行目後半から、「不登校の主な理由は、登校意欲の低下や精神的な不安が半数を占めており、小学校から中学校へのつながりをスムーズに行うことが課題のひとつとなっています。」として、不登校児童生徒数の割合を棒グラフで示しました。

12ページをお開きください。

こういった現状と課題を踏まえまして、ここでは、この基本方針(案)における「望ましい学校づくりの基本的な考え方」を示しました。1行目から、「この基本方針では、前述の「学校規模の現状と課題」及び「学校教育の現状と課題」を踏まえ、本市の望ましい学校づくりを3つの視点で考えます。」とし、四角で囲った部分、「1 中長期的な視点に立ちつつ、当面の課題(過小規模校の解消)を解決するために学校規模の適正化を図る。」こと、「2 小中一貫教育をより効果的かつ効率的に実施するための環境整備を図る。」こと、「3 これまで学校と地域が連携して実施してきた子ども会育成活動や郷土芸能の伝承、伝統行事等の継承など、更に発展・充実を図る。」こと、この3つの考え方をまとめました。

13ページからは、3つの視点による「基本的な考え方」に基づいた具体的な方向性になります。「5 学校規模の適正化」は、1つ目の視点です、「(1) 開聞・山川地域の学校規模の適正化」として、1行目、「学校規模の適正化は、全ての小中学校が過小規模校又は小規模校に該当する開聞・山川地域を優先して検討します。」、4段落目、「各学校に現在在籍している子どもたちのために望ましい教育環境を実現することは喫緊の課題です。一方、学校と地域とのつながりには深い歴史があり、「地域には学校が必要である」という声もあります。」とし、四角で囲った部分、「ア 開聞地域では、保護者や地域住民との協議を重ねながら2021(H33)年度を目途に2小学校を既存校1校に集約することを目指す。」、「イ 山川地域では、保護者や地域住民との協議を重ねながら2021(H33)年度を目途に4小学校を既存校1校に集約することを目指す。」と方向性を示したうえで、「ウ 施設一体型小中一貫校の新設については、今後も引き続きその可能性について調査研究を進める。」としました。

14ページをお開きください。

「(2) 指宿地域の学校規模の適正化」になります。ここでは、柳田小学校の通学区域の課題、西指宿中学校区における学校規模の適正化の必要性を示しながら、下の2行、「しかしながら、現時点では、地域を含めて具体的な検討が進んでいないことから、指宿地域は、次の方向性とします。」とし、四角で囲った部分になります、「ア 北指宿中学校区及び南指宿中学校区は、効果的・効率的な小中一貫教育を実施するため、柳田小学校の通学区域の変更等について、保護者や地域住民と協議しながら、今後検討を進める。」、「イ 西指宿中学校区は、過小規模校の解消と効果的・効率的な小中一貫教育の実現に向け、保護者や地域住民とともに今後早

急に検討を進める。」「ウ ア及びイの検討を進める中で、将来を見据えて、指宿地域全体で学校規模の適正化についての検討も進める。」と方向性を示しました。

15ページからは、望ましい学校づくりの2つ目の視点、「小中一貫教育の導入」に触れています。「6 小中一貫教育の導入」では、「(1) 学校教育の今日的課題」として、4行目、「子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し、「6・3制」が導入された昭和20年代前半と比較すると、児童生徒の身長伸びや体重伸びが最も大きい時期は、当時より2年程度早まっていると言われていました。」、また、7行目後半から、「児童が小学校から中学校へ進学した際、新しい環境での学習や生活の中で不安が生まれ、不登校が増加するといったことなどが全国的に問題視されています。」と課題を指摘し、「(2) 小中一貫教育が求められる背景」では、中教審の答申で新たな義務教育の姿が示されたこと、これを受け、平成18年に教育基本法が、平成19年の学校教育法の改正されたことを記し、下3行、「双方つまり小学校、中学校の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加してきた側面があると言えます。」としました。

16ページをお開きください。「(3) 小中一貫教育のねらい」では、1行目から、「小中一貫教育は、社会環境の変化や子どもたちの発達の変化に対応し、義務教育9年間を通して、学力や体力の向上、いじめ、不登校など教育上の諸問題を解決するためのひとつの方法」として、「(4) 小中一貫教育の取組の成果と課題」では、中教審が実施した調査結果から、16ページにはその成果を、17ページには課題を列挙しました。

18ページをお開きください。

「(5) 小中一貫教育の形態」では、2段落目、「小中一貫教育の形態には、小学校と中学校が同一敷地内で実施する「施設一体型」と、学校は現在のままで実施する「施設分離型」があり、「施設一体型」が小中一貫教育をより効果的・効率的に実施できると考えます。」としたうえで、「本市では、将来的には「施設一体型」を見据えながら、現在校のままで実施する「施設分離型」の小中一貫教育を実施したいと考えています。」としました。

19ページをご覧ください。

「(6) 本市が取り組む小中一貫教育」では、「①小中一貫教育の導入」で、下3行、「そのため、教育委員会では、小中学校の新学習指導要領への移行措置期間や全面实施を考慮し、「指宿市教育振興基本計画（後期計画）」の最終年度である2020年度を目途に、市内全ての小中学校で小中一貫教育を実施します。」として、導入時期の目途を、「②目指す子ども像と教育目標の設定」では、「指宿市教育大綱」に示す目指す市民像を踏まえて、各中学校区で共通した目指す子ども像を教育目標に設定することにしてしています。「③ふるさと教育と外国語教育の推進」では、「指宿まるごと博物館構想」などをあげ、4行目から、「学校教育においては、これらを活用したふるさと教育を小中一貫教育の中に「いぶ好き『ふるさと学』」として位置づけ、ふるさと指宿を好きになり、地域に誇りを持ち、自信を持って情報発信できる児童生徒を育成します。」とし、また、最後の行で、「小学校低学年から外国語活動を教育課程に位置付け、実践します。」としました。

20ページをお開きください。

望ましい学校づくりの3つ目の視点、「7 学校と地域が連携した教育環境づくり」です。学校規模の適正化や小中一貫教育の推進にあたっては、学校と地域が連携し、つながりが更に強

くなるような方策等を協議していかなければならないことから、10行目後段から、「そのため、教育委員会では、2016(H28)年度から保護者や地域住民が学校運営に参画して課題解決に向けて協議する「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を全小中学校に設置」したことを挙げ、学校と地域のそれぞれの役割を示しました。

21ページをご覧ください。

「8 今後の計画」として、「(1) 適正規模の学校づくりに関する協議」では、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、4行目、「開聞・山川地域においては、2018(H30)年度以降、保護者や地域の代表、学校代表者等で地域ごとに協議する場を設け、通学方法や学校跡地の利活用のほか、事前交流活動、特色のある学校づくりなど学校再編に係る具体的な事項について協議する」こと、指宿地域では、「課題解決に向け、保護者や地域住民の意見を聞きながら、具体的な方向性を定めていくこと」としています。「(2) 小中一貫教育実施に向けた教育課程編成と実践活動」では、各中学校区で特色ある教育課程を編成し、その具現化を図っていくことを、「(3) 学校と地域が連携した教育環境づくりの協議」では、学校運営協議会や青少年育成会議などを通して、学校と地域のつながりが更に強くなる方策の検討などを掲げました。

22ページをご覧ください。

まとめ部分です。最後の3行、「教育委員会では、今後とも、学校や保護者、地域の皆様と一緒に検討を重ねながら、子どもたちの教育的視点を最優先に考え、指宿市の望ましい学校づくりに努めます。」とまとめました。

以上が、基本方針（案）の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

パブリックコメント関係の資料等も参考にされながら、事前に資料も読んでいただいたと思います。ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理者)

指宿市望ましい学校づくり基本方針ということで、色々な検討を重ねながらつくってくださったものだという事は、よく認識しておりますが、いくつか質問をさせていただきます。

3ページの真ん中の所に、2016年2月には2年間の成果を検討結果報告とありますが、これは開聞・山川地域の小中学校再編検討会、指宿地域の小中学校のあり方の検討会等が出ているものですね。「開聞・山川地域は、小中学校とも再編が必要で、小中一貫校を望んでいるということが伺える」という文言があり、そこから13ページの上から3行目の「考える会の開聞・山川地域部会は2016年2月、開聞・山川地域は再編が必要と考えており、小中一貫校を望んでいるということが伺える」ということで、2年間の検討結果をまとめましたという報告を受けていました。

この小中一貫校を望んでいるということが、私の中では開聞・山川地域の小学校・中学校を1つにという捉え方で、小学校が6つ、中学校が2つありますので、それを全部まとめて1つになっていくのかなと思っていて、その他にも理由が色々書いてありますが、その8校を1校にという認識を私の中ではしておりました。その認識が間違っていたのかということと、

開聞2校を1校、山川4校を2校と、まずは小学校をやっていきましょうとなった経緯を、推進委員会や考える会、検討会等と色々あり少し混ざっておりますので、すっきりと分かる形で説明をしていただければ有難いと思うところです。

(西森教育長)

平成26年・27年、考える会で検討してきたこと、それを受けて平成28年・29年で取り組んできたことの説明をお願いします。

(前菫室長)

今、西職務代理者がおっしゃったように、山川・開聞地域の6つの小学校と、2つの中学校を1校にするという再編なのですが、平成26年度から2年間設置しました、学校のあり方について考える会の山川・開聞地域部会の検討結果ということになります。この考える会といいますが、地域や保護者の代表、学校の代表という方々が中心になりまして、今後の学校のあり方について、住民主導でご検討いただいたという会になります。そして、この検討結果を受け、教育委員会では今後の方向性を定めていくうえでも、参考として受け止めまして、8校を1校にするということにつきまして、平成28年度からその可能性というものについて、検討を重ねたところがございます。ただ、これが一人歩きをしまして噂となったり、決定したことになったりしたところで、我々はあくまでも、1つの参考として検討を始めたというところがございます。

この案の3ページにも書いてありますように、検討を進めていく中で、長期的に適正規模が諮られる所や、学校が老朽化しておりますけれども、新設校とすることで校舎の老朽化の解消に繋がるという、そういった有効性というものは認められましたけれども、再編が決まってから10年以上かかるということも分かったところがございます。これでは、今の小学校1年生も、中学校を卒業してしまうというようなところであります。現在、複式学級が4校、指宿地域を除くと3校あるのですが、今後も児童生徒数は減少していくといった中で、今いる子どもたちに対して、できるだけ早く望ましい教育環境を整えてあげたい、そういう考え方もありまして、複式学級が解消され、それぞれの地域に小学校も中学校も残るといった、今回の案になったところです。この案というのは、教育委員会の事務局が初めて出す案でございます。それから、施設一体型の小中一貫校というものも、まだ将来のことではありますが、引き続き検討していきたいと考えております。

(西森教育長)

13ページの四角囲いのウの部分、そのところを残しているという捉え方でよろしいのですか。8校を1校にする、まだ今後検討していきますよというところ。

(前菫室長)

そういったところは、今後も研究していきたいと考えております。

(西職務代理者)

検討委員会や推進委員会が出された意見に基づいて、住民主導とおっしゃいましたけれども、そこが出された意見を参考に、教育委員会の事務局として初めて出したのが、この方針ですよという捉え方の説明でよかったですか。

(前菌室長)

はい。

(西職務代理者)

分かりました。

(七夕委員)

教育委員会事務局が提出されました基本方針（案）については、指宿全体の学校の将来を考えた場合、非常に大事な案件だと思っておりますし、十分に理解できます。ただ、私の住む開聞地域はこの件について、住民の意見が二分されているように思います。市のホームページにも掲載されている、昨年開催された住民説明会の中で実施された、アンケートの集計表について質問したいと思います。これを見ますと、多くの意見が出されているようであります。

開聞に住んでいるので、開聞を中心に伺いたいのですが、まず、「開聞小学校と川尻小学校が1校に集約されたとしても、学級数は増えずクラスの中の児童数のみが増加して、担任の先生の目が行き届かないのではないか。」と心配される声がありました。そのことについて、1クラスの人数が増えることによるメリットをお聞かせください。

(前菌室長)

アンケートにありますご意見のとおり、現在の人数であれば、再編してもクラス数が増えるわけではありませんが、基本方針の基本的な考え方のひとつに複式学級の解消を掲げています。複式学級は、授業時間の中で、半分の時間しか先生の指導を受けられず、半分の時間は自学になってしまいます。それと、先生も2学年分の授業の準備をしなければならないという負担があります。開聞地域の2つの小学校が1つになることで、学級数は変わりませんが、複式学級の解消には繋がると思っておりますし、子どもたちは、より多くの友達と触れ合えることになること、これはメリットではなかろうかと考えております。

(七夕委員)

「担任の先生の目が行き届かなくなる」という意見に対しては、事務局としては、どのように考えているか、お聞かせください。

(前菌室長)

子どもの数で、目の行き届いた教育ができる、できないというのは、一概に言えないと考えています。子どもたちは子どもたちの中で、様々な意見に触れ合い、社会性を身に付けて成長していきます。先生の目が行き届くということも大事なことでありますが、子どもたちは子どもたちの中で学び、育っていくということも同じように大事なことだと考えています。

(七夕委員)

次に、幼児を持つ保護者だと思いますが、「今の時点で同級生が数人しかおらず、複式学級になるなら、別な学校に行かせようと考えている。」といった意見。また、「少ない人数で6年間、ずっと同じ友達なので、トラブルやいじめがあった時は逃げ場がないので困っている。」といった意見もありました。一方、「子ども第一に考えてほしい。川尻小は1年生から6年生まで、みんな友達だし、先生方も児童数が少ないので、一人一人に目が行き届いていて、勉強面も一人一人丁寧に教えてくれる。」といった意見や、「30人もいないクラスですが、ケンカやいじめの問題もあったり、学力も低下している現状で、学校が大きくなって、果たして子どもたち一人一人を見ていただけるのか。」という意見もあります。

これらの意見は、保護者が現状を見て感じていることだろうと思いますので、私は、どれも正しいと思っています。このことについても、事務局がどのように考えているかお聞かせください。

(前菌室長)

「複式学級になるなら、別な学校に行かせようと考えている。」というご意見についてですが、現時点でも、小規模校や過小規模校がある地域から、ある程度の規模の学校のある地域へ転居をするといった保護者がいることは事実であり、ご意見を書きくださった方もそういったお考えのようでございます。

また、「少ない人数では、ずっと同じ友達なので、トラブルやいじめがあった時は逃げ場がないので困っている。」といったご意見については、少人数の学校では、人間関係が固定化しているため、トラブルとかいじめとかあった場合は、それが長引くことも予想されます。もし、再編するとなった場合は、今いる地域に住みながら、安心・安全に学校に通えるよう、今後、地域や保護者の皆さんと一緒に、通学体制など対応を十分協議をしていきたいと考えています。

それから、「川尻小は一人一人に目が行き届いていて、勉強面も一人一人丁寧に教えてくれる。」といった意見についてですが、学校が大きくなっても、子どもたち一人一人を見ていただけるのかということだと思いますが、アンケートでは思ったことを素直に書いてくださったのかなと思います。ただ、学校教育の目的としては、子どもたちが一定の集団の中で、様々な考え方に触れ、助け合ったりしながら、切磋琢磨することで生きる力を身に付けていくことであり、今回の案は教育的視点で、子どもたちのことを第一に考えて、お示しした案でございます。

(七夕委員)

次に学力のことにつきましてお尋ねいたします。まず、学校ごとの学力は公表しているものなのか、お聞かせください。

(中山課長)

学校ごとの実態については、学校ごとで出しております。ただ、委員会としては各学校のことは把握しておりますが、全体に流す時には、市全体の形で出しております。といたしますのも、学校間での比較になっては困るということ、数値によっては正しい学校間の比較ができないというのがあります。4人いる学校のデータと、120人いる学校のデータでは、そこにいる子どもたちのことを考えた時に、それが正しいのかも難しいので、学校ごとののは出していません。

(西森教育長)

市のホームページに、教育委員会が市全体の傾向等についてまとめたものを公開しています。それぞれの学校ごとの結果等については、当然、学校長の責任で保護者や地域に説明する。方法としては、学校だよりに載せて広報したり、または色々な会議の中で報告をしたりというのはあります。学校どうしを比べるというのは、教育上好ましくないということから、学校ごとに一斉には出してはいないのが現状です。

(七夕委員)

アンケートの意見の中に、「川尻小は、全国・県平均を上回っている。開聞小と一緒にになったら、川尻小の子どもたちの学力は低下する」といったものがありました。この意見について、根拠となるものがありましたら、お聞かせください。

(中山課長)

根拠はございません。

(七夕委員)

2校間の優劣について記載されたアンケートの公表は、ある一定の配慮が必要かとは思いますが、その反面、出された意見を忠実・正確に公表していることも大事なことではなかろうかと私は思っています。

次に、「現在の開聞・川尻校区の現状を知っていますか。この合併問題でお互いの溝を深くしています。長引けば長引くほど、深くなると考えます。中学校では一緒になることを考えると、先々不安です。」という意見がありました。実際に、地域住民に話を聞いてみますと、「多分そうであろう。」という回答がありました。今回、基本方針（案）が議案として上程されましたが、これが可決した場合、ご意見にあるように、お互いの溝が深くなったり、住民感情が悪化するようなことがあった場合、事務局としてはどのように対応していくのかお尋ねいたします。

(前藪室長)

まず、この基本方針（案）の位置付けですが、この案は、教育委員会が望ましいと考える学校のあり方の方向性を示したものであり、この方針をもって再編を決定するものではありません。目標がないと、いつまで経っても先に進まないこととなります。また、学校再編は、保護者や地域や地域に関わる重要な問題です。そのため、各保護者や地域住民の理解と協力が必要

であり、今後も協議を重ねていきたいと考えており、基本方針にも明記しています。来年度以降は、この方針に基づいて、まずは各小学校区で、再編について地域の考え方をまとめたいただくことが先であると考えています。

(七夕委員)

最後に、方針とか目指すといった言葉について、確認の意味でもう1度、方針とは何か、目指すとは何かの説明をお願いします。

(前園室長)

先ほども少しお話ししましたとおり、この基本方針は、教育委員会が望ましいと考える学校のあり方の方向性であって、これで再編が決定したことにはならないということもお話ししました。また、目指すというものにしておりますが、目標というもので考えていただけたらいいのかなと思います。目標がないと、いつまで経っても先に進まないというところで、目指すという表現をさせていただいております。

ただ、保護者や地域住民の理解や協力が必要であり、方針に掲げる再編に対して、今一度各小学校区で考え方をまとめていただき、その結果、地域の大きな反対があったり、再編を望まないといった大きな声があった場合には、もちろんその先には進めませんし、また、無理に進めることはないと考えております。

(七夕委員)

アンケートに「教育委員会職員の勉強不足も随所に見られたので、しっかりと調査研究する必要がある。」という意見もありました。決して、地域住民の感情を蔑ろにしないように、どちらの意見の人も理解でき、保護者や地域住民の方が安心できる、よりよい学校環境をつくるための方策を、今後もよろしく願いいたします。

(西森教育長)

要望ということでお願いします。

(別府委員)

小中一貫教育の件で、南指宿中が柳田小と丹波小に。柳田小は南指宿中と北指宿中に分かりますよね。小中一貫校で分かれていく中で、南指宿中は、丹波小と柳田小の両方と連携をとっていかないといけないので、単純に考えて手間が倍かかるのではないかと思います。ぜひ、小中一貫校は今日的な方向で、効果を出して行ってほしいという中で、1つ不安なのが南指宿中のことです。効率的に難しい部分が浮き彫りになるのではないかと心配していますが、その面で何か対策や工夫があれば、お聞かせください。

(西森教育長)

小中連携加配の実績等も踏まえてあれば、お願いします。

(中山課長)

1つの中学校で、関係する小学校があればスムーズにできますが、柳田小のような所は、大変だろうと最初は思っていたのですが、管理職研修会等では、そこを一緒になりながら研修を進めて、一方の良さを進めたり、バラバラだったものを1つにしたりする形で、逆に先生方同士も仲良くなったりしながら、うまくいっていると思います。

それと、幸いにも小中連携加配というのをいただいております、中学校に席を置きながら、複数の小学校に行き回って教科を教える。またその逆も。そういった中で、大きな所では他の所にはない連携加配を置いて、連携をしているところですが、具体的にはできる所からやるということで、他の所はここまでしているから、ここもこうしてくださいという提案は、私たちはしていないところです。無理のない所から始めて、小規模校と大規模校では、できる範囲も中身も違ってきますので。本格的には平成32年度からしていきますので、平成30年度・31年度はその辺を試験的に色々としていきながら、2年間余裕があるのかなという気はしております。

(別府委員)

私は指宿地域なので、指宿地域の心配事がよく挙がってくるのですが、やはり柳田小の校区の問題があります。今後、色々話し合いがなされていくのでしょうか、今は山川・開聞の学校をどのようにしていくかというのは、テーマが分かりやすくあるのですが、柳田小の校区の問題というのは、なかなか当事者の中で見えてきにくい、ある程度の具体的な枠組というのが必要なのではないかと思います。そういった案というのはお持ちなのでしょうか。

(前菫室長)

柳田小の通学区域というものは、住民の皆様から色々なお話を聞きます。こういったことにつきましても、教育委員会だけではなく、市長部局の関係課と協議をしながら、また地域の方々とも話をしながら、進めていかなければならないところなのかなと思っております。その枠組の案というのは、今は持ち合わせておりません。

(別府委員)

色々な目線が、山川・開聞地域にいしがちです。指宿地域ではなかなか身近なところまでなくて、そういった疑問はない部分は、南指宿中や丹波校区辺りではありますが、柳田の方々の中には同じ学校に行けたらと、この卒業式シーズンになると、そういう話もよく出てきます。並行して、こちらの方も大変だと思いますが、進めていってほしいと思います。

(藤井委員)

先ほどの小中連携、小中一貫教育について加配が得られているということですが、それは小中連携に特化して、それを専任する先生がおられるということなののでしょうか。例えば、中学校で担任を持たないとか、そういう先生なのかをお聞きしたいと思います。小中一貫教育の推進にあたって、ただでさえ先生方は忙しいのに、中学校の先生が小学校にまで行って授業をするのか、中学校も今でも支援が必要な生徒が多いのに、これ以上負担を増やすのかという住民

の声が、けっこう多かったので、連携を中心にする先生が加配されるということなのでしょう
か。

(中山課長)

他の担任をしながら、他のことをすればプラスアルファの仕事になってきますが、県の方が特別に1つの枠にプラスで、専任で指宿に配置をしております。昨年度までは英語で、小中同じ免許を持っている人ではないとできないことですが、中学校で英語を教えて、小学校でも教える。その小学校で教えた子どもたちが、中学校に行った時に、同じ子どもたちを教える形になります。そういうスムーズな連携ができるという部分もメリットになるかと思います。それから、平成30年度以降は体育で、体育の免許を持った人が中学校と小学校高学年を見ていく中で、連携がスムーズにいくという専任の先生となります。

(藤井委員)

今までの先生方の仕事が増えて、負担になることではないということでは理解しているのです
か。

(中山課長)

逆に、その先生に見てもらえるので、その負担は空くこととなります。たまには、一緒に
することもあるとは思いますが。

(藤井委員)

その住民の意見は、そういうことを知らないので、負担になるから進めるべきではないとい
う、誤解であるということになるわけですね。

(中山課長)

小中連携加配については、負担にはならない。逆にプラスになる取組だと思えます。ただ、
他の学校に関しては、そういう連携加配というのはありませんので、それぞれの学校の先生が
小学校の免許を持っていて、中学校の社会を持っている先生が、小学校に授業に行くとい
う時などは、プラスアルファのところが出てくるとは思えます。

(藤井委員)

負担になる先生もいる学校もあるということですか。一概に負担が増えると心配をする住民
の意見も、あながち間違ってもいないということですね。

(西森教育長)

小中連携加配の話が出ましたけれども、2年サイクルで、平成28年度の場合は、丹波小の小
学校と英語の免許を持った先生が、柳田小と丹波小の6年生に色々と交流を図りながら、英語
を教えながら、一緒に南指宿中に進学する。そして、平成29年度は南指宿中で、子どもたちと
一緒に英語の授業をして、中学校生活がうまく順応できるように取り組んでいただいたと。2

年過ぎましたので、平成30年度は元の丹波小に帰っていかれる。今度は違う学校で、北指宿中を中心とした取組、教科は違いますけれども行うということで、これは国の事業でもありません。藤井委員がおっしゃったのは、乗り入れ授業という形で今、開聞中の先生が開聞小または川尻小に出かけて、授業をされる。

そういうのが今までなかった取組ですので、ある先生にとっては負担が増えるという考えの方もおられますし、中学校に上がってくる子どもたちを、いち早く把握できることによって、中学校での指導がしやすくなる。または、小学校での教育方法・学習指導方法が、このような形で取り組んでおられて、そのことを引き継ぎながら中学校での学習指導に活かされる、そういう考え方の先生方もいますので、必ずしも負担が増えるということではないですが、個人の考え方の差はあると思います。しかし、これからはそういう時代になっていくのかなど、全国的に、県下でもそういう取組がされていますので、慣れていただくことも大事なかなというのもあると思います。

(西職務代理者)

この基本方針とパブリックコメントをとおした、全体的な私の意見を言わせていただきたいのですが、私に意見を言ってきた中で、いずれはそういう形にもっていかないといけないけれど、どうして今なのかという言い方をされる方もいらっしゃいます。早くした方がいいのではないのかということも思いながらも、皆さんが色々な形で心配をして、意見を言っていると思います。今から小学校に上がる保護者の方は、意外とこういう形になっていきたいという話を、知らない方がけっこういらっしゃいます。保育園や保護者の方に、そういう話をする機会をたくさん設けていただきたいというのが1つ。

それから、パブリックコメントで、色々強い意見を言っていた方もいらっしゃいました。七夕委員がおっしゃった中にもありましたが、「子どもが少ないのが多くなると、先生方の教え方がどうなんだ。」という意見もありました。それに関しては、学校教育課長が責任を持っていくと思います。子どもたちが授業を受けるとか、そういうのに関しては、みんな平等でないといけないと思いますので、そういうのは自信を持って、「私共で対応します。」という言葉がほしいなと思います。

この基本方針というのは、ずっと前からある懸案だと思います。なので、やっぱりどこかで決断をして、進めていかないといけないというのが、すごくあります。その中でも、地域を二分するような形で、しこりを残すことになってはいけないというのがありますので、説明自体はこれでもかというくらい、いっぱいしていかないといけない。不安に思っていることが、たくさんあるようですので、学校がなくなった後の施設とか、そういう施設の利用については研究していると思うので、またそういうのを披露されることがあると思うのですが、情報は皆さんにいっぱい開示をしていただいて、こういう形で進んでいる地域もありますという情報等も出していただきたいと思います。望ましい学校づくり基本方針に関しては、色々な皆さん方の意見をいただきながら、事務局が一生懸命つくった案だと思いますので、これからの子どもたちのことを考えて、全体的な指宿市として考えた場合には、指宿市として進めていかないといけない事案ではないかなと思っています。

(西森教育長)

説明の機会については何かございますか。

(前園室長)

まず、保育園・幼稚園への周知というところですが、昨年行いました住民説明会には、特に保育園・幼稚園の保護者の方には来ていただきたいということで、保育園にはチラシを配りました。託児所も設けまして、それも周知したところでしたけれども、少なかったといえ少なかったのかなと思います。そういった方々が、これから一番大事になるかと思しますので、周知の方法や対策は考えていきたいと思ひます。

それから、もし再編が決まって進んでいけば、不安を抱える保護者の方やお子さんもしらっしやるかもしれませんので、不安解消のための期間というの、再編までの3年間というところでみております。そういった中で、保護者・地域の方が納得できるような協議を進めていかなければならないのかなと思ひます。この3年が長いのか、短いのかといったところは、今のところ言えないですが、目処としてはその3年をかけて、そういった不安の払拭に努めていきたいということと、決まったことにつきましては、必要に応じて、皆さんにお知らせしていきたいと考えているところです。

(西森教育長)

学習指導のことについて、人数等の対応というのは、学校教育課の指導の中では、どういう風に考えていますか。

(中山課長)

自分の職責はきちんとしてないと、と思っております。学級の人数の多い、少ないに関係なく、そこにあったメリットとして、小規模校は小規模校なりに学力を高める、大規模校は大規模校で教科担任制をしたりとか、色々な方法でしています。今の子どもたちは待てないわけですので、その子どもたちに今ある状態の中で、ベストな教育をとということで、それぞれ指導主事が行ったり、学校での研究をしたりして行っています。ですので、これは再編する、しないに関わらず永久の課題で行っていきます。ただ、人数が多くなっていけば、もっと可能性が広がっていくというのは、これは確かです。

学力も数値的なものだけではなくて、私たちが中学校、高校、大学、一般社会に出て行く中で、多くの色々な人たちとやっていく中で、もちろん仲良しというのも大事だと思うのですが、色々な考えの人と相対して、自分の意見をしっかり言って、生き抜いていく。生きる力を養っていくには総合力が必要です。その総合力の中には、色々な人たちの意見を聞いてやっていくことが入っていて、やはりある程度の人数がいけないといけない。グループ活動であったり、学級全体であったり、スポーツにしても集団でするもの、少人数でするものもあつたりします。もちろんそこには、いじめもあつたり、目が届かなかつたり、声もかけられなかつたりもあるかもしれませんが、社会はそういうものです。そういう社会の仕組みがあるわけで、そういう子どもがどうなるかと言つたら、その子はその子なりに、声をかけられるにはどうしたらいいかと、生きる力をつけていかないとならない。待っているだけではいけないと思ひます

し、可能性が広がるのは、ある程度の人数がある所だと思っています。そういう意味で、そう
なれば可能性が広がる部分があるということで行っています。特に、来年以降の基本的な学力
向上に向けては、どの学校もしっかりと研究をさせて、一人一人の学力を伸ばしていこうとい
うことを命題にして、取り組んでおります。

(西森教育長)

このように方針を一応出して、そのことによって保護者の皆さん方の関心が高まってくれ
ば、また更に違う視点で議論ができるのかなと思ったりもしますし、人数が多いから目が届か
ないというのは、やはりそれは一般的な考え方なのかなと思います。先生方は、人数が多くて
も、少なくとも、一人一人を大事にして、一人一人に光を当てて伸ばしていく、そういう教育
をしているわけですので、そこは今後も取り組んでいかなければならないのかなと思ったとこ
ろでした。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2 議案第7号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第2 議案第7号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第3 議案第8号「指宿市望ましい学校づくり推進委員会設置要綱を廃止する要
綱の制定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(長山部長)

日程第3 議案第8号 指宿市望ましい学校づくり推進委員会設置要綱を廃止する要綱の制
定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをお開きください。

指宿市望ましい学校づくり推進委員会設置要綱を廃止する要綱を別紙のとおり制定したいの
で、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決
を求めるものであります。

指宿市望ましい学校づくり推進委員会は、保護者、地域、学校の代表など57名で組織し、市
が目指す学校のあり方について、平成28年からこれまで、事務局の提案に対して、様々な立場

から、ご意見やご提言をいただき、これらを踏まえて、今般、指宿市望ましい学校づくり基本方針の案がまとまったところでございます。

本案は、指宿市望ましい学校づくり推進委員会が、所期の目的を達成したことにより、本要綱を廃止するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

2年間にわたって、望ましい学校づくり推進委員会を設置して、ご意見等を伺ってまいりましたが、目的は達成しましたので、この要綱は廃止したいという提案でございます。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3 議案第8号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第3 議案第8号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第4 議案第9号「平成30年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第4 議案第9号 平成30年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針を定めることについて、提案のご説明を申し上げます。

資料の7ページをお開きください。

平成30年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針を別紙のとおり定めることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、別冊その2 平成30年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針(案)をご覧ください。1ページをご覧ください。

市教育行政の基本理念及び基本方針について掲載してございます。指宿市教育委員会では、国や県の教育行政の施策に適切に対応するとともに、「心の豊かさや生きがいを求める活力ある

指宿市の教育と文化の創造」を基本理念とした「指宿市教育大綱」、「指宿市教育振興基本計画（後期計画）」に基づき、教育行政の推進に計画的に取り組んでまいりました。

教育委員会では、平成30年度の最重点施策といたしまして、「新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育実践」、「計画的な小中一貫教育の推進」に取り組んでまいります。また、「指宿市望ましい学校づくり基本方針」に基づき、保護者はもとより、地域住民の理解と協力を得ながら、望ましい学校づくりを推進してまいります。学校規模の適正化につきましては、保護者や地域の代表等で構成する各中学校区を単位とした新たな組織を設置します。山川地域及び開聞地域では、望ましい学校づくりにおける具体的な事項の協議を、また、指宿地域では学校区の見直しも含めて学校のあり方について協議・検討を進めてまいります。

学校の教育環境の整備につきましては、児童生徒が安全で安心して学校で過ごすことができるよう、体育館や校舎の非構造部材の耐震化を進めるとともに、国道改良に伴う柳田小学校プール移設改修や、ICT環境向上のため、引き続き校内無線LANの整備を進めてまいります。

学校教育につきましては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視し、平成32年度から全面実施される新学習指導要領への円滑な移行を踏まえながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するために、小中一貫教育の推進に努めてまいります。小中一貫教育では、児童生徒の交流活動や教員の乗り入れ授業の実施、「いぶ好き『ふるさと学』」を核としたふるさと教育の実施、小学校低学年からの外国語教育を実施し、9年間を見通した教育を実践します。さらに、保護者や地域の期待に応える教育を実現するため、学校運営協議会制度の充実を図るなど、「信頼される学校づくり」を推進してまいります。

生徒指導上の課題につきましては、教職員の生徒指導力の向上や生徒指導体制の確立に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員等の活用により、教育相談体制の充実に努めてまいります。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と関係機関を繋ぎ、問題行動の背景にある環境の改善を図ってまいります。

体力の向上につきましては、成就感・達成感のある授業づくりに努めてまいります。児童生徒の安全確保につきましては、実効性のある訓練や外部講師を活用した防災教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、スクールガード、PTA、地域住民等との連携を深め、地域全体で子どもを見守り、安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

学校給食につきましては、食の安全を第一に、地元農産物等の一層の利用を推進しながら栄養バランスのとれた給食の提供に努めるとともに、老朽化した調理設備・備品等の更新を進めてまいります。また、食物アレルギーを有する児童生徒には、医師の診断のもと保護者等と面談を行い、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、専門高校としての特色ある教育活動を通して、更なる学校活性化を図り、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めてまいります。また、韓国語・中国語の選択学習においても、地域や地元企業・ホテル等と連携して実践・体験教育を推進し、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動（いぶすき茶いっぺプロジェクト）を継続させ「おもてなし」の心を発信します。引き続き、上級資格

取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、的確な進路を実現できるよう推進してまいります。

社会教育につきましては、生涯学習の推進のために、中央公民館・校区公民館における市民講座等の充実を図ってまいります。また、各社会教育関係団体の活動充実のために、人材育成に努めてまいります。

青少年教育につきましては、地域の教育力を発揮するために青少年体験活動への助成や、地域と学校との連携・協働を進め、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。また、夢を持つ子どもを育成するため、トップアスリートを招へいした「こころのプロジェクト夢の教室事業」をさらに推進してまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育学級の充実と、校区公民館等を活用した子育て支援の充実に努めてまいります。

読書活動の推進につきましては、図書館と連携しながら家庭・地域・学校における読書の習慣化・読書環境づくりを図っていくために、ブックスタート等の事業を更に充実させるとともに、第3次子ども読書活動推進計画を策定し、読書を通じた子どもの育成に努めます。

文化の振興につきましては、文化祭やシルバー美術展等への支援を通して、文化芸術活動を振興するとともに、市民の芸術文化活動の拠点である市民会館の整備に努めます。また、地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承のために、発表の機会を設けるとともに、保存継承のための人材育成に努めてまいります。文化財の保護につきましては、市指定文化財今和泉島津家墓地の国指定史跡化に取り組むとともに、橋牟礼川遺跡等指定文化財の保存と活用に努めてまいります。時遊館COCCOはしむれでは、「指宿まるごと博物館」構想に基づいて、市の魅力を発信することにより、郷土に根ざしたふるさと教育の推進と人づくりに努めてまいります。また、いぶすき西郷どん館を活用した普及・啓発活動に努めてまいります。

社会体育につきましては、各種大会等の開催や、総合型地域スポーツクラブ等の支援、学校体育施設開放事業により「市民一人1スポーツ」の実践を図り、「健幸のまちづくり」の推進に努めてまいります。2020年開催の「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の成功に向けて、開聞総合グラウンド等改修工事を実施するほか、バドミントン競技やソフトボール競技の普及・啓発に努めるなど諸準備を進めてまいります。また、競技団体等の育成・支援に努めるとともに、指宿市スポーツ・文化振興基金を活用し、国体やオリンピック・パラリンピックへの出場を夢見る子どもたちを後押しするなど、更なるスポーツ競技力の向上に努めてまいります。

以上の基本理念及び基本方針に基づき、平成30年度に計画している主な施策について申し上げます。教育総務費のうち、教育振興費では、小・中・高等学校における英語教育の充実を図るための外国青年招致事業やそのほか青少年交流事業、学校体育安全対策事業、トップアスリート等が小学生・中学生を対象に授業を行う「こころのプロジェクト夢の教室事業」及びスポーツ・文化振興基金積立金等に係る事業を実施してまいります。

小学校費のうち、学校管理費では、各小学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な改修工事費、施設の維持・管理を行ってまいります。また、教育振興費では、要・準要保護児童就学援助費、集団宿泊学習バス借上料、各小学校の教材・図書備品購入費及びパソコン借上料を予算化したほか、校内無線LANの整備を行ってまいります。

中学校費のうち、学校管理費では、各中学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な改修工事費、施設の維持・管理を行ってまいります。また、教育振興費では、要・準要保護生徒就学援助費、集団宿泊学習バス借上料、各中学校の教材・図書備品購入費及びパソコン借上料を予算化したほか、校内無線LANの整備を行ってまいります。

高等学校費のうち、学校管理費では、体育館の大規模改造工事を行うほか、適切な施設の維持・管理に務めてまいります。また、教育振興費では、第75回国民体育大会に向けた指宿商業高等学校活性化補助金を創設するほか、教育備品等の購入を進めてまいります。

社会教育費では、生涯学習推進事業、青少年健全育成事業、文化財保護事業を行ってまいります。また、時遊館COCCOはしむれ、市民会館、図書館及び公民館の管理運営に努め、読書活動推進に取り組んでまいります。

保健体育費では、各種スポーツ大会等の開催や開聞総合グラウンド等改修工事を行うほか、体育施設の環境整備・維持管理に努めてまいります。また、指宿・山川の両学校給食センターの管理運営を行ってまいります。

なお、主な新規事業等につきましては、それぞれ表内にお示ししてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

平成30年度の基本方針として、提案をしていただきました。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理者)

なのはな教室について、どういう状況かお知らせください。

(中山課長)

今の状況ですが、学校になかなか行けなかったり、先生たちとも打ち解けなかったり、いずれにも属しにくい子どもたちがおります。「こうしないといけないよ。」という強制もなく、見守りの中で、子どもたちが行きやすい状況をつくっています。そこに、学校とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、相談員、色々な方が学校で関わって、登校刺激を与えるわけではなく、居場所をつくっています。学校に復帰した子どももいますし、学校に全然行かれなかったけれど、なのはな教室には、ぜひ行きたいという子どもたちもいます。

この前、なのはな教室独自の卒業式を行いました。そこには、担任の先生方も来て「頑張っているか。」と声をかけて、そこで一生懸命勉強している姿を見ております。今年は、色々な所に行けるよう派遣をして、固定の先生だけを置くのではなく、要請が何かあればすぐ行ける形を今年はとってきましたが、数値的な部分でいけば、不登校予備軍が半分くらいに減っている結果がございます。それから、不登校の数も昨年度より10人ほど減っております。この成果が全てではないと思っておりますが、その成果の一つにはなっていると思っております。そこにはやはり、関わってくださっている方たちが、本当に親身になって時間を問わず、その子のために一生懸命

やってくれた成果という気がします。また更に、学校教育課のほうもサポートしていく必要があるのかなと思っております。

(西森教育長)

なのはな教室は、なかなか学校に足を向けられない、不登校気味の子どもさんたちの居場所づくりとして、中央公民館の2階の奥の部屋をお借りしております。そこに通級できる生徒は、保護者が学校長に、通級をさせてくださいという申請をされて、学校長が許可をします。そういうことで、学校教育の管理下にあるため、通級してきた生徒は出席扱いとするとしています。そのために、各学校は定期的に、指導員の先生と連絡会で連絡を取り合って、サポートをしていく、そういうような状況です。

(西職務代理者)

「なのはな教室に通うことができ、卒業ができてよかった。という保護者の方がいらっしゃいましたので、お礼をということでした。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4 議案第9号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第4 議案第9号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第5 議案第10号「指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(長山部長)

日程第5 議案第10号 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の8ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。改正の理由は、平成30年度組織機構再編方針により、望ましい学校づくり基本方針に基づく小中一貫教育の導入の推進及び学校規模の適正化の検討を行うため、教育総務課分室の学校整備室を単独の課として設置し、同室内に「望ましい学校づくり推進係」を新設することとしております。

また、2020年開催の「かごしま国体」に関する業務を教育委員会事務局から市長事務部局へ移管し、あわせて産業振興行政と一環した事業とするためのスポーツコンベンションの実施に向けた整備を図るため、産業振興部内に「国体・スポーツコンベンション推進室」を設置することから、スポーツ振興課の「国体推進係」を産業振興部の同室へ移管することとしております。このほか、教育委員会事務局には、現在、部長級相当職の「参与職」が設置されておりましたが、市長事務部局の「指宿市組織及び事務分掌等に関する規則」に準じ、同職を事務職員に追加することとしておりますことから、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。13ページをご覧ください。まず第25条の「事務局の組織」です。教育総務課分室の学校整備室を単独の課として設置し、同室内に「望ましい学校づくり推進係」を新設しようとするものです。また、スポーツ振興課の「国体推進係」が産業振興部内の「国体・スポーツコンベンション推進室」に移管されることから、同係を削除しようとするものです。

次に第30条の「職の設置」です。14ページをお開きください。

表の中ほど事務職員の職に「参与」を加えようとするものです。

15ページをお開きください。

次に第31条の「役付職員の配置」と第32条の「職員の職務」です。先ほどの第30条に「参与」を加えようとすることから、これに関連し第31条第2項に「部に参与を」を、また、第32条の表内に参与の「職務」を加えようとするものです。

次に16ページをお開きください。別表第1の「分掌事務」です。

学校整備室を単独の課として設置しようとするに伴い、16ページから17ページにかけて、教育総務係の事務分掌を見直すとともに、18ページにおきまして、学校整備係の事務分掌を見直し、併せて、新たに新設されます「望ましい学校づくり推進係」の事務分掌を追加しようとするものです。

次に24ページをお開きください。

スポーツ振興課の「国体推進係」が産業振興部内の「国体・スポーツコンベンション推進室」に移管されることから、同係の事務分掌を削除しようとするものです。なお、附則におきまして、この改正規則は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

(西森教育長)

前回の臨時会の際に、組織図等もお渡しして少し説明をさせていただきましたが、こういう形で規則の改正ということでございます。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5 議案第10号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第5 議案第10号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第6 議案第11号「指宿市就学援助費支給要綱の制定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(長山部長)

日程第6 議案第11号、指宿市就学援助費支給要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の25ページをお開きください。

指宿市就学援助費支給要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。本案は、「生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの」である準要保護者に対する就学援助の国庫補助が平成17年度に廃止されてから、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」という規

定に基づき、本市独自の運用で、内規により就学援助制度を実施してまいりましたが、子どもの貧困が社会問題となっている中で、本制度が注目されてきており、本市の就学援助制度を周知するために、指宿市就学援助費の支給に関し必要な事項を定めるものであります。

要綱に定める主な内容をご説明いたしますので26ページをお開きください。

まず第1条では、趣旨について定めております。根拠となる法律のほか、本事業を実施する目的を定めております。

次に第2条では、支給の対象者について定めております。本事業の支給対象者は、指宿市立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒の保護者、及び新入学児童生徒学用品費の支給においては入学予定の者の保護者で、生活保護法に規定する要保護者、及び要保護者に準ずる程度に困窮している者である準要保護者が対象となります。

次に第3条では、支給の対象となる経費等及び援助費の額について定めております。支給対象の経費は、29ページに記載の別表のとおりで、支給額については、毎年度予算の範囲内において教育長が定めるものとしています。

27ページをお開きください。

次に第4条では、申請について定めております。就学援助費の支給を受けようとする保護者は、年度ごとに申請を行い、年度途中においては2月末日まで申請を行うことができるものとしています。また、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費の支給を、小学校又は中学校への入学前に支給する場合は、当該年度の1月末日までに申請するものとしています。

次に第5条では、対象者の認定について定めております。対象者の認定は、年1回行うものとしていますが、年度途中認定者については、当該年度の2月末日まで随時追加認定を行うものとし、申請日の翌月1日を認定日とするものとしています。

第6条では、指宿市就学援助認定審査会について定めております。認定審査会の委員及び審査会実施に必要な事項を定めております。

28ページをご覧ください。

第7条では、支給等について定めております。就学援助費は、対象者又は学校長へ支給することとしております。また、年度途中認定者への支給は、認定日に係る月以後の分を支給するものとしております。

第8条では、認定の取り消し等について定めております。認定後に、対象者としての要件を欠く場合、また、その他不正を行った場合に認定の取り消しを行うものとしています。

第9条では、返還について定めております。第8条に係る取り消し事由が発生した場合、その当該日以後に支給された就学援助費について全部又は一部返還させることができるものとしています。なお、附則において、この告示を平成30年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理者)

これは指宿市に住所を有する小学校と、中学校、義務教育の児童生徒が対象であるということですね。

(長山部長)

はい。

(西職務代理者)

新入学児童生徒学用品費というのは、学校に行く前に道具を揃えるというお話でしたが、実績として数字が分かるものがあればお知らせください。

(西森教育長)

小学校1年生はまだ始まっていないわけですが、今の6年生の分については、手続きが始まっているのかなと思います。数字が分かりますか。

(中山課長)

平成29年度の補正の方で、今までは上がってから支給していたものを、入学前に支給しようということで、中学1年生の分を6年生の内にとっております。実績は66名となっておりますが、1～2名は増えるかもということで70名の予算を確保していただいて、支給したところです。来年度に関しては、また小学校に上がる子どもたちのも、中学校と同じく前の年にやれるように準備をしていきたいと思っております。

(西職務代理者)

小学校の場合は、まだこれが定められていなかったから、できなかったということでしたか。それとも、人数の把握ができないからということでしたか。

(中山課長)

中学校の場合は、割とすぐに認定しやすかったです。というのも、今の6年生の認定している数が分かりますので、精査ができるというところがありますが、新1年生に関しては、まだ学校に入っていないので、それ以前の審査をする部分があったり、所得であったりという部分で、少し時間がかかるということで、本年度には間に合わなかったということです。内容的には一緒なので、一緒にしてあげるのがいいと思いますが、小学校の場合は中学校より、審査する手間がかかるかと思います。

(西森教育長)

幼稚園の年長時に、説明をする機会もなかったのです。平成30年度については、健康診断を行いますので、その折等に周知徹底を図って、手続きができたと思います。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6 議案第11号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第6 議案第11号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。

(西森教育長)

次に、日程第7 議案第12号「指宿市地域学校協働活動推進員設置規程の制定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(長山部長)

日程第7 議案第12号、指宿市地域学校協働活動推進員設置規程の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の30ページをお開きください。

指宿市地域学校協働活動推進員設置規程を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。本議案は、平成29年3月に社会教育法の一部改正がなされ、同法第5条第2項及び第9条の7に地域学校協働活動に関する新たな規定がなされました。市教育委員会におきましても、法律の改正趣旨に則り、市民と学校との連携協力体制の整備や地域学校協働活動を推進していきたいことから、同法第9条の7第2項に基づく地域学校協働活動推進員の設置に関し、必要となる規定を整備するものであります。

31ページをご覧ください。

今回、新たに整備する指宿市地域学校協働活動推進員設置規程であります。第1条では、本規程の趣旨として、社会教育法第9条の7第1項との関係性について、第2条では、推進員設置目的について、根拠となる社会教育法第5条第2項との関係性と目的の概要について、第3条では、推進員の資格要件について、地方公務員法に規定する欠格事項の引用規定のほか、付帯する要件等を、第4条第1項では、推進員の委嘱期間について、委嘱日の属する年度の末

日を委嘱期間として定め、再任を妨げないこととし、第2項では、推進員を解職できる場合の要件について、32ページをご覧ください。

第5条では、推進員の職務内容について、「地域学校協働活動の企画・運営に関すること。」、「地域学校協働活動の広報・啓発に関すること。」、「地域学校協働活動に関する研修会の企画・立案に関すること。」、「その他地域学校協働活動の推進に関すること。」としております。なお、当該規定にある推進員が携わる地域学校協働活動の主な事業といたしましては、学校応援団をはじめとする学校支援活動、放課後子ども教室に関する活動、地域未来塾等外部人材を活用した教育活動、家庭教育支援活動等であります。

第6条第1項では、推進員の服務上の規定として、法令や職務命令遵守、信用失墜行為の禁止、地位利用の制限、個人情報等守秘義務について、第2項では、勤務条件を教育長が別に定めることができるという規定を、第7条では、「推進員が行う教育課題等についての情報交換」、「地域学校協働活動及び地域 学校協働本部についての研究・協議・提言に関すること」、「その他地域学校協働活動の推進に関すること」について推進連絡会を開催できる規定を、第8条では、推進員の報酬及び費用弁償について、「指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」で定めることについて、33ページの第9条では、推進員及び推進連絡会の庶務を、社会教育課が処理することについて、第10条では、規定外事項について、教育長が別に定めることとしており、附則において、施行日を平成30年4月1日からとしているところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

(西森教育長)

地域学校協働活動推進事業という、新規事業を実施することに伴って、その推進役となる推進委員を設置するという主旨の規定でございます。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理者)

任期は1年ということで、再任は妨げないということですが、この推進委員に任命する方の人員や人数については、何も特には定めない形ということでしょうか。

(中摩課長)

特に定めてございません。ただ、議案第20号におきまして、提案をさせていただいております。

(西職務代理者)

それは、一人で出来る仕事ですか。

(中摩課長)

現在のところ、モデル的な事業として実施してまいりますので、一旦は1名で対応させていただきたいと思っております。

(西森教育長)

32ページの第5条に職務が書いてございますが、その内容は一人で出来るということです。他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第7 議案第12号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第7 議案第12号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第8 議案第13号「指宿市読書推進のためのブックスタート実施要綱の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(長山部長)

日程第8 議案第13号、指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の34ページをお開きください。

指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

36ページの新旧対照表をご覧ください。

指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱第2条第1項では、「ブックスタート事業の実施主体は指宿市教育委員会とし、市の健康増進課と市民協働課並びに指宿図書館並びに山川図書館と連携を図りながら実施するものとする。」と規定されております。平成30年4月1日からの組織機構再編に伴い、「市民協働課」が「市民課」に変更されることから、今回、要綱の一部改正を行うものです。なお、施行期日は平成30年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

(西森教育長)

市役所の組織改変等に伴って、市民協働課が市民課に変わり、そのための文言整理をしたということでございます。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(藤井委員)

ブックスタート事業というのは、絵本を配布するだけの事業なのでしょうか。それとも、他に何かあるのでしょうか。

(中摩課長)

指宿市のブックスタート事業につきましては、この要綱の名前のおり読書推進のためのものとなっております。従いまして、本を配るわけではなく、図書館等における本の読み聞かせの体験をする中で、本をお配りするという制度をとっているところです。

(西森教育長)

読み聞かせの仕方とか、そういうところも含めて、絵本を提供しているということです。

(藤井委員)

図書カードを作ってもらおうということは、その時にはされていないのですか。

(中摩課長)

ご指摘のとおり、お出でいただいた方には、もれなく図書カードを作っているところです。

(西森教育長)

図書カードは、申請をして作るのでしょうか。本を貰いに来たら、自動的に交付するというわけではないですね。

(中摩課長)

もちろん、申請書の記入をしていただきます。

(西森教育長)

案内をして、カードの発行もできるよう呼びかけをするということですね。

(中摩課長)

そのとおりです。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第8 議案第13号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第8 議案第13号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第9 議案第14号「指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(長山部長)

日程第9 議案第14号 指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の37ページをお開きください。

指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものです。

38ページをご覧ください。

この補助金は、指宿市立指宿商業高等学校の部活動を支援することにより、第75回国民体育大会に出場するための精進を促し、部活動の活性化及び生徒確保に寄与するため、予算の範囲内において補助金を交付しようとするものであります。第2条の補助対象者は、施行日において指商に在学している、又は平成32年4月までに入学する生徒で、平成30年4月1日以後指宿市内で、下宿が必要と認められる次の各号のいずれかに該当する、生徒の保護者であります。

第1号では、国体の強化推進校、強化校等の指定を受けた部活動に所属している生徒を、第2号では、国体の強化指定を受け、当該部活動に所属している生徒を、第3号では、スポーツ活動において優れた資質や実績があり、当該部活動に所属している生徒で、校長が認めた者としております。また、補助対象者の生徒が退学又は補助対象となる部活動を退部した場合は、退学又は退部した月までを、補助対象者として取り扱うこととしております。第3条の補助対象経費及び補助額につきましては、下宿に係わる家賃、光熱水費及び食費とし、補助額は、補助対象経費の半額、その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額、又は月額2万円のいずれか少ない額としますが、予算額を超えた場合は補助額を予算額で按分した額としております。

39ページをお開きください。

第4条の補助金の交付申請等につきましては、10月と3月の年2回に分けて申請書を提出していただき、補助金の交付につきましても、2回に分けて交付するとしております。また、本告示の効力期間は、平成30年4月1日から、平成35年3月31日までとしているところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

新規事業で、指宿商業高校の学校活性化補助金交付事業を実施するというので、要綱を作成することになります。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕委員)

執行が平成35年3月限りとなっておりますが、第75回国民体育大会は2020年にありますよね。なぜ、この日を執行の日としたのでしょうか。

(満石事務長)

平成32年度に1年生で入部をした方が、平成34年度に卒業するというので、こういう形での設定をしているところでございます。

(七夕委員)

国体が終わったという日ではなく、その年までに入部をした生徒に合わせるということですね。

(西森教育長)

市立の高等学校の部活動の活性化ということで、そういう支援をしていこうと立ち上がった事業でもございますので、ご理解いただけたらと思います。

(満石事務長)

指宿市のスポーツ推進計画の31ページに、「第75回国民体育大会に本市から多くの選手が出場することを目指します」とありますが、そういう取組も明記されておりますので、ご協力をいただけたらと思います。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第9 議案第14号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第9 議案第14号は、提案のとおり可決することといたします。

議 事（非公開）

- 日程第10 議案第15号「平成29年度指宿市一般会計補正予算（第15号）に係る議案（教育委員会関係分）に関する意見の申出について」・・・原案同意
- 日程第11 議案第16号「平成30年度指宿市一般会計補正予算（第1号）に係る議案（教育委員会関係分）に関する意見の申出について」・・・原案同意
- 日程第12 議案第17号「指宿市文化財保護審議会委員の委嘱について」・・・原案同意
- 日程第13 議案第18号「指宿市社会教育指導員の任命について」・・・原案同意
- 日程第14 議案第19号「指宿市立公民館主事の任命について」・・・原案同意
- 日程第15 議案第20号「指宿市地域学校協働活動推進員の委嘱について」・・・原案同意
- 日程第16 議案第21号「指宿市スポーツ推進委員の委嘱について」・・・原案同意
- 日程第17 議案第22号「教育委員会事務局等の職員の任免について」・・・原案同意

8 その他

（西森教育長）

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

（七夕委員）

川尻小の校長住宅についてですが、住宅が古い建物であるらしく、そこに住むのには支障をきたしている感じがあります。願いはしていたのですが、ということでしたので、できましたら、校長住宅あるいはその他の職員住宅を点検して、直せる所は直してほしいと思います。

（西森教育長）

基本的な考え方や、方向性がありましたらお願いします。

（前園室長）

教職員住宅に関しましては、ほとんどが劣化してきておりまして、廃止する方向でいるところです。川尻や池田は、民間の住宅がないという事情もありまして、住んでもらっている所もあります。必要な修繕、補修というものは、こちらの方にお伝えいただければと伝えているところです。

（西森教育長）

とにかく、確認のうで校長住宅をもう一度見てください。

(前歯室長)

また確認をしてみます。

(七夕委員)

川尻小の校長先生とお話をしていて、そのような話が出ましたので、よろしくお願ひいたします。

(西森教育長)

よろしくお願ひします。

他に、その他の項で何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成30年第3回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。